

第 7 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年11月25日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第13号市町村等の欄中「津奈木町」の次に「、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村」を加える。

別表第24号事務の欄(3)中「第7条第3項」を「第8条第3項」に改め、同欄(5)中「第8条」を「第9条」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)の次に次のように加える。

(4) 法第7条の規定による届出の受理に関する事務

別表第30号事務の欄(17)中「（法第65条第3項において準用する場合を含む。）」を削る。

別表第38号事務の欄(18)中「(16)」を「(18)」に改め、同欄(18)を同欄(20)とし、同欄(17)中「(16)」を「(18)」に改め、同欄(17)を同欄(19)とし、同欄中(16)を(18)とし、(12)から(15)までを2ずつ繰り下げ、同欄(11)中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同欄(11)を同欄(13)とし、同欄(10)の次に次のように加える。

(11) 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理に関する事務

(12) 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理に関する事務

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第24号事務の欄(3)の改正規定、同欄(4)の改正規定（「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める部分に限る。）及び同欄(5)の改正規定（「第8条」を「第9条」に改める部分に限る。）並びに同表第30号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為（いずれも施行日以後におい

て新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

(提案理由)

熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと及び分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。